

「允恭記」歌謡の「臥やる臥やりも」 —副詞句説は成り立つか—

佐佐木 隆

論文要旨

上代日本語には、たとえば「佐保河を朝河(を) 渡り」「短き物を端(を) 切る」「もむ楡を五百枝(を) 剥ぎ垂れ」などのように一つの動詞が二種の目的語をとる構文がある。韻文だけでなく散文にも実例のある構文だが、その存在は上代語の研究者にもほとんど知られていない。

この構文に属する実例の中には、第一の目的語の内容を、第二の目的語が具体的に詳しく説明する形式になっているものが少なくない。そうした実例では、第二の目的語の指し示すものが、第一の目的語が指し示すものの一部をなす、というのが特徴である。だから、この種の構文を「目的語を細説する構文」と呼ぶことができる。

同構文と密接な関係があると見なしているのが、「岩根踏む生駒の山」「ふさぎ手折りけるをみなへし」「秋風の末吹き靡く秋の花」などの構文である。目的語を細説する構文を基準にしていると、これらの表現では、第二の目的語にあたる「岩根」「ふさ」「末」が初めに提示されており、第一の目的語にあたる「生駒の山」「をみなへし」「秋の花」が動詞の連体形と結合した形式になっている。

上記の二種の構文に属する実際の表現には、「袴の袴(を)、七重

(を) 召し」と「七重(を) 着る衣」があり、両構文が互いに密接な関係にあることを示す。これらの表現を変形すると、それぞれ「七重を召す袴の袴」「衣を、七重着る」となる。

以上のことを踏まえると、解釈の定まらない、上代の文献に見えるいくつかの表現について、積極的に発言しうることが何点か出てくる。たとえば、

槻弓の臥やる臥やりも 梓弓立てり立てりも 後も取り見る
思ひ妻あはれ

〔允恭記〕

という歌謡の表現もその一例である。この表現の解釈については諸説あるが、目的語を細説する構文を変形したと見なしている「岩根踏む生駒の山」その他の表現と同様に、第一の目的語にあたる「思ひ妻」が動詞「取り見る」の連体形と結合し、第二の目的語にあたる対句「槻弓の臥やる臥やりも 梓弓立てり立てりも」が初めに提示されたものだと考えることができる。そのことは、これを「思ひ妻を、槻弓の臥やる臥やり(を)も 梓弓立てり立てり(を)も、後も取り見る」と変形

しうることで明らかなである。「規弓のように横になつてゐるのを、梓弓のように立つてゐるのを」という意味のこの対句は、「思ひ妻」の様子を細説するための、連用形転成名詞を用いた目的語としての名詞句だ、と理解しなければならぬ。つまり、「横になつてゐるのを立つてゐるのを」（いかなる状態にあるのも）、（私が）後々まで面倒を見ようと思つてゐる愛しい妻よ、ああ」という意味の表現である。解釈を特定することができるこうした例は、まだまだある。

キーワード【上代語 目的語 細説 構文 連用形転成名詞】

1

『古事記』に見える次の歌謡の表現について、文法・構文の面から考える。

1 隠り国の 泊瀬の山の 大峰には 幡張り立て さ小峰には
幡張り立て 大峰にし なかさだめる 思ひ妻あはれ 規弓の
許夜流許夜理母 梓弓 多弓理多弓理母 後も取り見る 思
ひ妻あはれ (記六九)

「允恭記」によれば、父の允恭天皇が崩御した後、間もなく即位することになつてゐた木梨之輕太子は、その同母妹である輕大郎女（衣通郎女）と関係を結んだという。また、同太子は、同母弟である穴穂入命（後の安康天皇）と対立して道後温泉に流され、結局はそこで妹とともに自害してしまつたという。兄妹をめぐるこ

の伝説は、十二首の歌謡を次々と話に織り込んでいく形式の、兄妹相姦と皇位継承を主題とする話になつてゐる。右の1の歌謡は、兄妹が死を迎える直前に、兄が「思ひ妻」つまり妹を思つて詠んだ二首のうちの第一首である。

この歌謡は、次のような内容のものだと解されている（思想大系『古事記』の口訳による）。

泊瀬の山の大きな峰にも小さな峰にもそれぞれ幡を吊つて立てたように、大小寄り添う仲と決めてゐる、いとしい妻よ。寝てゐる時も、起きてゐる時も、後々までも面倒をみてやりたい、いとしい妻よ。

構成はやや単純であり、「思ひ妻あはれ」で終止する二つの文で全体が成り立つてゐる。しかし、第一文については、「幡張り立て」ることの目的と「なかさだめる（那加佐陀売流）」の句意とが、まだ十分には解明されていない。また、第二文については、右に原文のままあげた「こやるこやりも」「たてりたてりも」の語構成と句意とがよくわからない。本稿で考えるのは、その「こやるこやりも」「たてりたてりも」と、それに続く「後も取り見る思ひ妻あはれ」との構文的関係および意味的関係はどのようなものなのか、という問題である。

第二文の「こやるこやりも」「たてりたてりも」という二つの句

を、注釈では「臥やる臥やりも」「立てり立てりも」と解釈している。『萬葉集』に見える、

2 何しかも 吾が王の 玉藻のまころ 臥者 川藻の
如く 靡かひの 宜しき君が 朝宮を 忘れ賜ふや 夕宮を
背き賜ふや…
〔三・一九〕

という長歌の「立たせば…、臥やせば…」を参考にすれば、確かに「こやるこやりも」を「臥やる臥やりも」とし、「たてりたてりも」を「立てり立てりも」とするのが妥当のようである。

「うち靡き床に臥い伏し（許伊布之）」〔七・三六〕の例から、上二段活用動詞「臥ゆ（横たわる／横になる）」の存在が確認できる。また、右の2の歌や「うち靡き臥やしぬれ（許夜斯努礼）」〔五・五四〕の例に含まれる「臥やす」は、死者に対して用いたものであり、「臥ゆ」の敬語である。1の歌謡の「臥やる」という語形には類例がないが、「臥ゆ」の派生形だろうと推定されている。

「槻弓の臥やる臥やりも」と「梓弓立てり立てりも」が、二種の弓を比喻として用いた、「槻弓のような…」「梓弓のような…」の意を表す対句であることには、疑問の余地がない。そして、その対句が、さきあげた口訳にあるように「寝ている時も、起きている時も」の意、あるいはそれに近い意を表すものであることは、文脈から見て確かである。また、この対句が、並列的な関係で直後の「後

も取り見る」にかかるものであることも自明である。

槻弓の臥やる臥やりも
梓弓立てり立てりも
└─ 後も取り見る思ひ妻あはれ

しかし、対句の文法的な機能や、対句と後続する表現との構文的関係・意味的關係については、対立する複数の見解がある。本稿の筆者もまた、それらの問題について意見を述べたことがあるが、その私見に対する異論が既に出ている。そこで、本稿では、前稿を執筆したあとに調査したことで、それに基づいて新たに判明したことをふまえて、前稿で述べたことの適否を検証するとともに、異論の当否について検討を加えることにする。

2

「臥やる臥やり」「立てり立てり」のどちらも同じ動詞を反復した形式のものだが、両者では語結合のありかたが異なる。「臥やる臥やり」は、連体形の「臥やる」と連用形の「臥やり」とが結合した形式のものである。これに対し、「立てり立てりも」の場合は、「臥ゆ」から「臥やる」が派生したと推定されるように、「立つ」から派生した四段活用動詞「立てる」の連用形をそのまま反復しただけのものだ、と解することも、「立つ」と助動詞「り」の連用形との

結合体をまるごと反復したものだ、と解することも、ともに可能である。対句の末尾にある「も」は並立を表す。

このうち「臥やる臥やりも」の結合が本来のものだとする考えからは、もともと「立てる。立てりも」とあつたものが「立てり立てりも」へと改変されたのだろうという推測が生まれる。また、逆に「立てり立てりも」が本来のものだとする考えからは、もともと「臥やり。臥やりも」が「臥やる臥やりも」へと改変されたのだろうという推測が生まれる。しかし、実際に1の歌謡に用いられているのは、語結合の異なる「臥やる臥やりも」と「立てり。立てりも」である。どちらか一方の語結合が本来のものであり、他方のそれは改変を受けたものだろうと初めから想定してものを言うことは、好ましいことではない。実際に文献に見えるかたちに基づいて、対句の語構成と意味とを追究すべきだろう。

まず、対句の前句である「槻弓の臥やる臥やりも」について考えてみる。この「臥やる臥やり」とまつたく同じ語結合になつていゝる表現は、『萬葉集』の歌にもある。

3 大夫ますらをの 思ひわびつつ 遍多たひまねく 嘆久なげく 嘆乎なげきよ 負はぬものか

も

4 率あひもひて 未通女をとめを 壯士むすこの 往ゆき集あひひ 加賀布かがふ 嬬歌かがひ 他妻ひとつまに

吾も交あひじらむ 吾が妻わたしのに 他も言問ひとことへ… 「嬬歌」は東の俗語

に「賀我比かががひ」と曰いふ。 [九・七五九]

これらの歌の「嘆く嘆き」「嬬歌かがひふ嬬歌かがひ」が、「臥やる臥やり」に相当する部分である。しかし、相当する部分だけを見たのでは、これらの表現の機能・意味を理解するには不十分である。1の歌謡では、比喩である「槻弓の」が修飾成分として「臥やる臥やり」にかかり、「槻弓が横に置かれていて、そのような状態で寝ること」の意を表す。単に同じ動詞を反復するだけでなく、それを修飾する成分を直前に置くということが、これらの表現を用いる際に不可欠である。

3の歌でも、同様に「大夫ますらをの思ひわびつつ遍多たひまねく」が「嘆く」にかかり、「男子（たる私）が思いわずらつて何度も嘆く、そのような（深い）嘆き」の意を表す。相手の女性にも自分と同等のつらい思いを経験してほしい、というのが作者の心情である。「吾嗟わがなげ八尺やぶさ之嗟のなげ（私が嘆いて衝く、そのような長いため息）」[十三・三七六]という類似する表現もある。

4の長歌は、題詞に「筑波嶺つくはなねに登りて嬬歌かがひ会あひをする日に作る歌」だとある。この歌でも、同語を重ねた「嬬歌かがひふ嬬歌かがひ」は、それだけで意味的に完結したものにはなっていない。「率あひもひて…：嬬歌かがひふ」が、「嬬歌かがひ」の状況を詳しく説明する修飾成分になつていて、「誘いいあい、男女が行き集つて嬬歌かがひをする、そのような嬬歌かがひの場で、人妻に私も交あひわろう。私の妻に、人も声をかけてくれ」の意である。

同種の語結合を含むものには、

5 秋の田の 穂向乃所縁 異所縁 君に寄りなな 言痛くあり
とも (三・二四)

6 貴人の 多菟屢虚等太氏 設弦 絶えば継がむに 並べて
もがも (紀四六)

などの歌もある。5の歌の表現では、「秋の田の穂向きの」が、以下の表現に対する比喩的な修飾成分になっている。「寄る」と「寄り」との間には、助動詞「り」と「片」が割り込んでいるが、構文のありかたは「…臥やる臥やり」「…嘆く嘆き」「…嬭歌ふ嬭歌」などと同じである。歌意は、「秋の田の稲穂が一方方向になびき寄っている、その片寄りのように君に寄り添いたいものだ。噂はひどいこと」ということである。

6の歌謡は「仁徳紀」に見えるもので、天皇が皇后に対して、「高貴な人が立てる、そのような誓いのことばとして、(弦が切れた時のために)予備の弦を用意するように(皇后と八田皇女の二人を)並べておきたいものです」の意である。「設弦絶えば継がむ」あるいはこれに近い表現を持つ諺が、人々の間で流通していたのだろう。この諺を導入している「…立つる言立て」も、単に同じ「立つ」を反復したものではなく、「…立つる」が複合語の「言立て」にかかる形式のものが、以上の諸例と同種の語結合になっている。『萬葉集』にも、「人の祖の立流辞立(先祖が立てた、そのような誓

いのことば)」「(大・四九六)、「世の人の多都流許等太豆(世間の人が言っている、そのようなことば)」「(大・四二六)などの類例がある。

「槻弓の臥やる臥やり」と同種の表現は、ほかにも「吾恋跡無恋(私が恋しても甲斐のない、そのような恋)」「(十・三六五)、「否と謂へど強流志斐能我強語(聞くのはいやだと言っても強いる志斐嬭の、そのような強い語り)」「(三・三三六)、「流るる水の磐に触れ与杵売類与杼(流れる水が岩にあたって淀んでいて、そのような淀)」「(九・一七四)など、『萬葉集』に例がいくつかある。

次の歌謡は、6の歌謡と同様に『日本書紀』に見えるものであり、やはりこの種の表現を含んでいる。

7 やすみしし 吾が大君の 於魔細屢 細紋の美於寐の 結び
垂れ 誰やし人も 上に出て嘆く (紀九七)

「帯ばせる細紋の御帯」の部分が、それにあたる。上二段活用動詞「帯ぶ」の敬語である「帯ばす」が助動詞「り」と結合し、その結合体が、修飾成分「細紋の」と接頭語「御」とを伴った「帯」にかかる、という複雑な構成になっている。名詞「帯」は動詞「帯ぶ」の連用形に由来する名詞だから、「帯ばせる細紋の御帯」という表現を極度に単純化すれば、「帯ぶる帯」となる。この「帯ぶる帯」は、「嘆く嘆き」「嬭歌ふ嬭歌」などの類例である。同じ動詞による「…連体形+連用形名詞」という語結合、あるいはそれを変

形・拡張した語結合がよく用いられたものであり、「…臥やる臥やり」もその一例だったことがわかる。

歌だけでなく、散文である祝詞・宣命にも類例がある。『延喜式』の祝詞に、

8 天下の公あめのした民の作おほみたら々々物つくるつくりものを成やぶさず傷かむる神等かみたちは…

〔龍田風神祭〕

という表現が見え、その「…作る―作り物」という語結合・意味的關係は、右にあげた「…強ふる―強ひ語り」と同じである。

『続日本紀』所載の宣命にも、

9 天皇すめらみ我わが命みこと良麻よあそ等、遣唐もろこしにつか国使が人かひにのり詔たま大命おほみこと乎…

〔壬詔〕

10 今いま勅のりたま御事みこと法者は、常事つねのことは不有あらず…

〔八詔〕

などの例が見える。9の「遣唐国使人」は、「唐国に遣はす使人」と訓じられ、また同じ詔に見える「所遣使人」も「遣はす使人」と訓じられている。これらの「遣はす使人」という結合は、以上の諸例に準じて扱うことができる。10の「勅へる御事法」は、7の歌謡の「帯ばせる細紋の御帯」と同じく敬語を伴って複雑な表現になつてはいるが、やはり同種の結合の例である。

歌に見える1・3・7の諸例を、相互に対照してあげる。

- 1 槻弓の 臥やる臥やりも
- 3 遍多く 嘆く嘆きを
- 4 往き集ひ 嬭歌ふ嬭歌に
- 5 穂向きの 寄れる片寄りに
- 6 貴人の 立つる言立て
- 7 吾が大君の 帯ばせる細紋の御帯の

「臥やり」「嘆き」「嬭歌」は動詞の連用形が名詞に転成したものであり、「片寄り」「言立て」「御帯」は連用形名詞が複合名詞を構成したものである。したがって、右の諸例の、修飾成分を除いた部分はみな名詞句だということになる。

名詞句である「槻弓の臥やる臥やり」という表現の背後には、男子が弓をそのそばに横たえておくという様子が見られた、ということがあるのだろう。

3

それでは、対句の後句である「梓弓立てり立てりも」は、どのような文法的機能を持つものなのか。

これが対句を構成する表現である以上、細部に相違はあっても、全体として前句の「槻弓の臥やる臥やりも」とほぼ同じ文法的機能

を持つものだ、と考えなければならぬ。つまり、「槻弓の臥やる臥やり」と同様に「梓弓立てり立てり」もまた名詞句を構成しており、両句は対等かつ並列的な関係で「後も取り見る」にかかる、と解すべきことになる。

「物念はず道行去毛、青山を振り放け見れば」〔十三・三〇五〕や「瘦々母生けらばあらむを」〔十六・三五四〕の「行く去くも」「瘦す瘦すも」は、動詞の終止形を反復したものであり、「…ながらも」の意の、動作の反復・継続を表す語法だと言われている。宣命に見える「加遍加遍念ほせども」〔六詔〕の「返す返す」も、同じ語法の一例である。しかし、これらの反復形式を「立てり立てりも」と同種の例で見ると、「梓弓立てり立てりも」は副詞句であることになり、名詞句である「槻弓の臥やる臥やりも」とは対句を構成しえないものとなる。

ここで想起されるのは、動詞「取る」と敬語の助動詞「す」との結合体から「御執」〔一・三〕という名詞が成立し、「思ふ」と助動詞「り」の結合体から「面おもへり（表情／顔つき）」〔四四詔〕という名詞が成立した、その造語の方式である。同じ方式で、「立つ」と「り」の結合体から、「立ってり」と立っている状態の意を持つ「立てり」という名詞が成立した、と考えることができるだろう。同様に、連用形を反復した表現が多数性を表す例は、「漕ぎはてむ泊とまり々に」〔十九・四四五〕、「蔓はふつたの各々向々」〔九・一〇四〕など多くある。「立てり立てり」もその一例なのではないか。このように見

る場合には、「梓弓立てり立てりも」は名詞句だということになるから、「槻弓の臥やる臥やりも」と対句を構成する表現として問題がない【勿論、「立てり立てり」が、「立つ」から派生した四段活用動詞「立てる」の連用形を単純に反復したものだ、という可能性は依然として残る】。

「梓弓手に取り持ちて、大夫の得物矢手挟み…」〔三・三三〇〕という表現に反映するように、弓矢は男子が携えるものだった。女性が「朝狩の君が弓にもならましものを」〔十四・三〇五〕と言った例もある。男子の行く先々では、そのそばに弓が立てかけてある様子がしばしば見られたということが、「梓弓立てり立てりも」という表現の背景にあるのだろう。

「臥やる臥やりも」「立てり立てりも」について考える時に参考になるのは、山上憶良が息子を亡くし、その悲しみを詠んだ、「男子名は古日を恋ふる歌三首」の長歌である。その前半部に、

11 何時しかも 人と成り出でて 安志家口毛 与家久母見武登
大船の 思ひ頼むに…
〔五・六四〕

という表現が出てくる。「息子が」いつか一人前になって、悪い状態にあるのも、良い状態にあるのも、（私は）見届けようと…の意であり、「悪しけくも良けくも見むと…」は次のような構文になっている。

悪しけくも
見むと…
良けくも

「悪しけくも」「良けくも」という二つのク語法が、息子にかかわる二種の状態を想定した表現になっている。これらのク語法が助詞「も」を伴い、目的語として並列的に「見むと…」にかかる。同様に、末尾に連用形名詞の位置する「槻弓の臥やる臥やり」「梓弓立てり立てり」が助詞「も」を伴い、目的語として並列的に「後も取り見る」にかかるのだ、と解しうる。

このように、対句を構成する「槻弓の臥やる臥やりも」と「梓弓立てり立てりも」は、直後の「後も取り見る」にかかる名詞句であり、「後も取り見る」に対する目的語だと見ることが出来る。「後も取り見る」の主格については、これを作者自身だと解する説と、作者の「思ひ妻」である軽太郎女だと解する説とがある。前者であれば、作者がいついかなる時でも「思ひ妻」の面倒を見てやろうと考えていることになる。また、後者であれば、「思ひ妻」がいついかなる時でも作者の面倒を見てくれるだろう、と作者自身が想定していることになる。前者の説を採用する研究者が多く、それは当然のことだろう。「思ひ妻」の状態を、作者が常に身に携える弓の状態に喩えたのが対句の表現だ、と考えられるからである。6の歌謡で、仁徳天皇が、皇后と八田皇女の二人を弓の弦に喩えて「設、弦」と

表現していることが、ここで思い合わされる。

筆者の前稿では、作者は二人が共寝することを「臥やり」と言い、作者の行く先々に「思ひ妻」が随行することを象徴的に「立てり」と言ったのだと解した。そして、表現がやや不自然なものにはなるが、とことわったうえで、第二文の大意は、

槻弓が横に置かれる、そのような共寝をもし、梓弓が常にそばに立てかけてあるような同伴をもし、(私が)ずっと面倒を見るいとい妻よ。

というようなものと述べた。

この私見に対して異論が出ていることは、既に言及した。それは山口佳紀によるものだが、山口の異論の要点を筆者なりにまとめてあげると、次の二点となる。

A 「取り見る」の主格は作者自身だと見る以上、目的語は「思ひ妻」になるはずである。目的語として「思ひ妻」が用いられているのだから、「臥やる臥やり」「立てり立てり」が「取り見る」の目的語になっているというのは、文法面でおかしい。この対句は、「横になっていても立っていても(どんな時でも)」「の意を表す副詞句だと解すべきである。

B 動詞の終止形を反復したものと同様に、その連用形を反復し

たものも副詞句となることがあったと判断される。「立てり立てり」と語結合の異なる「臥やる臥やり」は、終止形を反復した「臥やる臥やる」と連用形を反復した「臥やり臥やり」とがコンタミネーションを起こしたものでらう。

一見しただけでは、目的語に関するAの異論は、「臥やる臥やり」「立てり立てり」を名詞句だと見る際の大きな障碍となる、と思われるかも知れない。また、コンタミネーションが起こったことを想定するBの視点は、前句と後句の語構成が相違することを明快に説明しうるものだ、と思われるかも知れない。

しかし、上代語をめぐるさまざまな事実は、これらが短絡的な発想に基づく誤った意見であることを示している。そのことを、次に確認しなければならない。

4

まず、目的語のありかたに関するAの異論について見てみる。

この異論が成り立ちえないものであることは、次のような構文の例が存在することによって明らかである。

- 12 いとのきて 短物乎 端伎流等 云へるが如く 楚取る
里長が声は 寝屋処まで 来立ち呼びひぬ… (五・九三)

- 13 佐保河乎 朝河渡 春日野を 背向に見つつ あしひきの
山辺を指して… (三・四〇)
- 14 神風の 伊勢の 伊勢の野の 娑柯曳鳴 伊哀甫流柯枳底
其が尽くるまでに 大君に 堅く 仕へ奉らむと 吾が命も
長くもがと 言ひし工匠はや あたら工匠はや (紀七)

12の表現は、山上憶良の「貧窮問答歌」の一部である。「短き物を端切る」の部分は、この長歌の直後に出ている「沈痾自哀文」に、「諺曰、痛瘡灌塩、短材截端、此之謂也」とあるように、当時の諺だった。「もともと短い物を、その端を切り取つてさらに短くする」の意で、ひどい状況にさらにひどい状況が加わる、ということを表す。単純に言えば、「切る」の目的語は、「短き物を」と、その内容を補足的に説明した「端(を)」との二種である。だから、この諺の構文は、「短き物を、端(を)切る」というかたちで示すことができるものである。

13の表現は、大伴坂上郎女の「尼理願の死去ぬるを悲嘆しびて作る歌」に見えるものである。「佐保河を朝河渡り」の部分が、「佐保河を、朝河(を)渡り」という意味のものになっている。「渡り」の目的語が二種あるわけだが、この場合も、「朝河(を)」は「佐保河を」に対する補足的な説明になっている。「佐保河」について、それはほかの時間帯に属する「佐保河」のことではなく「朝河」のことをさす、と説明を加えたのである。「朝河渡る」は『萬葉集』

に三例ある表現であり、どの例も「朝の河を渡る」の意で用いられており、「朝に河を渡る」の意で用いられてはいない。

14の歌謡は「雄略紀」に見えるものであり、「栄枝を五百経る懸きて」という部分は、「栄枝を、五百経る(を)懸きて」の意である。この場合も、単純に「栄枝を懸きて」とは表現せず、「懸きて」の目的語である「栄枝」の内容を、連体形準体句を用いて具体的に「五百経る(を)」といつて補足した、というわけである。「栄枝」「五百経る」の二種が、「懸きて」の目的語になっているのである。「五百経る(を)」つまり「五百年も経つのを」というのは、対象を讚美するための誇張表現である。

右の三例に見える「短き物を」「佐保河を」「栄枝を」が目的語であることには、疑問の余地がない。一方、「端」「朝河」「五百経る」もまた目的語だと解するのは短絡的だ、という意見もあるだろう。しかし、それならば、「端」「朝河」「五百経る」はどのような構文上の成分なのかということになると、たちまち説明に窮してしまう。結局、これらは「端(を)」「朝河(を)」「五百経る(を)」の意の目的語だと解し、構文上もそのようなものとして処理するしかない。一つの動詞が二種の目的語をとるこうした構文では、まず目的語を提示しておく、続いて、その内容を補足的に説明するために、既出の目的語を別の表現を用いて再提示する、というかたちになる。だから、これは目的語を細説するための構文だと言える。12の「短き物を端切る」の「端」は「短き物」の一部をさし、13の「佐保河

を朝河渡り」の「朝河」は特定の時間帯に属する「佐保河」をさし、14の「栄枝を五百経る懸きて」の「五百経る」は特に古くて神聖な「栄枝」をさす。どの例でも、第二の目的語がさすものは第一の目的語がさすものの一部になっているから、これらを「短き物の端切る」「佐保河の朝河渡り」「栄枝の五百経る懸きて」と言い換えることが、意味的には可能である。

目的語を細説する構文の実例は、表現・文脈の単純なものから複雑なものまで種々ある。特に注目されるのは、祝詞・宣命などの散文にも実例が見えることである。祝詞の例をあげる。

- 15 遠山近山とほやまぢかやまに生おひ立てる大木小木おほきをき本末打切もとすぢきりて、持ち参り来て
：
16 大津辺おほつべに居る大船おほぶね舳解放へときはなち、艫解放ともしきはなち、大海おほみの原に押し放
つ事の如く：
〔六月晦大祓〕

表現をよく見ると、「大木小木を、本末(を)打ち切りて」「大船を、舳(を)解き放ち、艫(を)解き放ちて」といった意味のものになっている。「本末」は「大木小木」の一部分であり、「舳(船首)／艫(船尾)」もまた「大船」の一部分である。やはり、「大木小木の本末打ち切りて」「大船大船の舳解き放ち、艫解き放ちて」と言い換えることができる。⁽⁴⁾

ただし、目的語にあたるものを二つ含むと見える構文のなかには、

同様の言い換えが不可能な例もある。つまり、同じく二つの目的語をとるように見える構文でも、第二の目的語が第一の目的語を細説したものばかりだとは限らないのである。

17 大坂に 阿布夜袁登売袁 美知斗閉婆 直には告らず 当芸
麻道を告る (記七)

18 ほととぎす 夜喧きをしつづ 和我世児乎 安宿勿令寐 ゆ
め情あれ (十九・四七九)

17は「履中記」に見える歌謡で、「娘子を道問へば」は「娘子を、道(を)問へば」のような意味である。「問ふ」を用いる表現は、後世ならば「(人物)に(事がら)を問ふ」という形式になるはずである。しかし、「夜渡る吾乎問ふ人や誰」〔十三四〕や「吾鳥問はずな」〔紀三〕などの例からもわかるように、上代語では「(人物)を問ふ」と言った。目的語にあたるものが二つあると見られるわけだが、「娘子を道問へば」の場合は「娘子の道(を)問へば」と言い換えることができない。「道」は「娘子」を補足的に説明したものではなく、「道」が「娘子」の一部分をなすものでもないからである。12〜16の例とは、構文のありかたがまったく異なる。

18の表現も、目的語にあたるものを二つ含む例である。「眠を寝ず(伊乎祢受)居れば」〔二十四〇〇〕や「寝宿金鶴」〔十三・三九二〕、また「寝」の敬語「寝ず」を用いた「眠をし寝せ(伊遠斯那世)」〔記

五〕などの例でも明らかのように、眠ることを、助詞を用いて表現する場合には、「眠を寝」と言った。「眠」は「ねむり」「寝ること」の意を表す名詞だった。だから、18の「吾が背子を安眠な寝しめ」は「吾が背子を、安眠(を)な寝しめ」の意だ、と言えるだろう。「吾が背子を」「安眠(を)」を承けるのは、「な寝しめ」である。「安眠」は「吾が背子」の一部をなすものではないから、「吾が背子の安眠な寝しめ」と言い換えると、意味的に不自然なものになる。

19 氏河乎 船令渡呼跡 喚ばへども 聞こえずあらし 櫂の音
もせず (七・二三八)

20 処女等乎 袖振山 瑞垣の 久しき時ゆ 念ひけり吾は
(十一・三四五)

19の「船渡せをと」に用いられている「を」は、「渡守船度世乎跡」〔十三・三七三〕のそれと同様に、命令・希望・意志を表す文によく用いられる間投助詞だから、ここでは問題にする必要がない。第一句の「宇治河を」がかかるのは「渡せ」のほかになく、また「宇治河を」の「を」は、「垂姫の浦を漕ぐ船(宇良乎許具不祢)」〔十八・四〇八〕の「を」と同じく、動作を行う場所を指示する格助詞である。さらに、「舟早渡世」〔十三・三七七〕や「引舟渡」〔十三・三九九〕などは「舟(を)早渡せ」「引舟(を)渡し」の意でしかないと考慮すれば、19の「宇治河を船渡せをと」は「宇治河を、船(を)渡せを

と」の意だと判断してよいだろう。「渡せ」の目的語は、「宇治河を」と「船(を)」の二つなのである。「構文上から見て、宇治川と舟との関係が不明。」(旧全集) というような解説は、その点についての見極めができていないところから出てくる。「宇治河」と「船」とはまったく別のものだが、「宇治河の船渡せをと」と言い換える、この「船」はもともと「宇治河」に保留してある、「宇治河」専用の船であるかのような印象を与えかねない。言い換えによつて本来の表現とは意味が異なってしまうのは、目的語を細説する構文の例ではないことを示す。

20の場合、「処女(をとめ)らを袖」が「振る」を導く短い序を構成し、さらに、それを含む第一句から第三句までの部分が、「久しき」を導く長い序を構成している。「処女(をとめ)ら」の「を」が問題であり、これは詠嘆・感動の助詞だとも格助詞だとも説明されている。しかし、「処女(をとめ)ら」を承ける「袖振る」との意味的な関係から見ても、「を」は「…:に対して／＼:に向かって」と口訳できる格助詞だ、と近時の注釈では説明されている。このような「を」を含む「我(わが)妹子(こ)が家(いへ)当(あた)り止(と)まず振(は)りしに」(十・三〇九) という表現があることも、既に指摘されている。だから、第一句・第二句は「処女(をとめ)ら(を)振(は)る…:」という意味のものだと解しうる。「娘(むすめ)に向(む)かつて(男(おとこ)が)袖(そで)を振(は)る」という状況を述べた表現であり、「袖」は「処女(をとめ)ら」のものではなく男(おとこ)のそれをさしている。「…:を、…:(を)…:」の形式にはなっているが、目的語を細説する構文の例でないことが明瞭

である。

目的語を細説する構文に属するものでないにもかかわらず、目的語にあたるものを二つ含むこのような構文の実例は、ほかにも少なからずある。

以上の諸例によつて確認できるように、一つの動詞が二種の目的語をとる構文が、上代語には存在した。また、二種の目的語をとる構文には、目的語を細説する構文もそうでない構文も存在した。

二種の目的語をとる構文の諸例を見わたして言えそうなことは、第一の目的語が「…:を」という形式で提示される一方、それを具体的に説明する第二の目的語は「…:を」とならず無助詞となる傾向があるようだ、ということである。ほかの多くの歌を見ても、同じ助詞を反復して用いることには概して抵抗がなかったように思われるが、目的格の「…:を」の場合には反復を嫌った可能性が考えられる。それには、もともと目的格の「を」は必ずしも必要なものではなかったということがある。また、二種の目的語をとる構文の例は、5・7の反復を基調とする歌に見えるものが多く、音数律にに応じて「を」を用いたり用いなかっただけという事情もある⁽⁵⁾。これらの構文については、多くの実例を掲げて私見を述べたことがある⁽⁶⁾。

5

目的語を細説する構文と密接な関係をもつ、と見なしうる構文がある。そのことを、次に確認しなければならない。

- 21 臣の子は 多倍能波伽摩鳴 那々陸鳴絶 庭に立たして
 足結撫だすも (紀七四)
- 22 笹が葉の さやく霜夜に 奈々弁加流 去呂毛尔麻世流 子
 ろが肌はも (二千四三二)

21は「雄略前紀」の歌謡であり、第二句・第三句の「袴の袴を七重召し」という部分が、目的語を細説する構文の一例だと認められる。第三句の原文は「那々陸鳴絶」となっているが、これの「鳴絶」という部分を「助詞十サ変動詞」と解する説が、かつてあった。しかし、その後の注釈では、「食(ヲ)シと同じ。召す意」(古典大系)という解説や、「ヲシは、食す、召すなどと同じく、ここでは着用することの敬語表現」(新編全集)という解説などに反映するように、そろつて「をし」を敬語と解している。確かに、武装が嚴重であることを意味する「袴の袴を七重」を、サ変動詞が承けるのというの是不自然である。結局、「をし」は「着る」の意の敬語だと見るしかない。この部分を敬語と見たうえで、「着し」(新編全集)と表記している注釈もある。

「袴の袴を、七重(を)召し」には、「七重」という数詞が含まれている。数詞は副詞的な機能をもつから、たとえば「八重搔別

而」(三・三〇)がそうであるように、そのあとに助詞を伴う必要は必ずしもない。14の「栄枝を五百経る懸きて」についても、実は同様のことが言える。しかし、「知辺乎於之和氣(千重を押し分け)」のような例を見ると、21の「七重召し」の場合に助詞を用いるとしたら、それは「七重を召し」となったと推定できる。実際に、「一重を敷く」と言った「刈薦能一重川敷而」(王・三五〇)という例もある。だから、あえて言えば、ここは「袴の袴を、七重(を)召し」というような意味の表現であり、目的語を細説する構文の一例だということになるだろう。「袴の袴を」を細説したものが「七重(を)」だから、「袴の袴の七重(を)召し」と言い換えられる。

防人歌である22の表現のうち、21の「袴の袴を七重(を)召し」という構文と密接な関係をもつと見なしうるのは、第三句から第四句にかけての「七重着る衣」という部分である。この部分を、21の「袴の袴を、七重(を)召し」に做つて表記すると、「七重(を)着る衣」となる。「七重(を)着る衣」では、21の第一の目的語である「袴の袴」に相当する「衣」と、動詞である「着る」とが直接に結合して、「着る衣」となっている。その結果、21の第二の目的語と同語である「七重(を)」が、22では最初に提示されることになった。つまり、21の「袴の袴を、七重(を)召し」という表現を、動詞と第一の目的語が直結するかたちに変形したようなものが、22の「七重(を)着る衣」という表現だと見なすことができるのである。正反対に、22の表現を、以上で見た一般的な表現に変形すると、

「衣を、七重(を)着る」となるから、これも目的語を細説する構文を変形したものだと言える。変形した「衣を、七重(を)着る」が特に不自然な表現でないことは、これに類似する「夏蚕の蟲の衣(を)二重着て」「紀四九」という表現があることによつてわかる。二首の間に見られる構文上の関係をわかりやすくするために、二首の当該部分を図式化し対照してみる。一つめの目的語をⅠとし、Ⅰに補足的な説明を加えた二つめの目的語をⅡとするとともに、それらの目的語をとる動詞を□で囲むことにする。

21 袴の袴を 七重(を) 召し

22 七重(を) 着る 衣

さきに見たように、21と同種の構文には実例が多い。一方、それほどではないが、22と同じ構文に属する実例もいくつかある。

23 秋風の 須恵布伎奈婢久 波疑能花 共にかざさず 相か別れむ
〔二十・四五〕

第三句までの表現は、「秋風が、枝葉の先を吹き靡かせる萩の花を」の意である。第二句に用いられている四段活用の「靡く」は、言うまでもなく自動詞である。これに対する他動詞には、下二段活用の「靡く」と四段活用の「靡かす」との二種があつて、自他の使

い分けは概して明確である。だから、この歌の表現について、「秋風がその末を吹き、そのために横に長く倒れているところの」(旧全集)の意だ、と説明している注釈もある。しかし、そう説明する注釈が、結局は「吹き靡く」を「吹きなびかせる」と口訳し、また「真葛原名引秋風吹くことに」〔十三・三六〕の「靡く」もまた「なびかす」と口訳している。自動詞の「靡く」が他動詞の「靡く(下二段)」「靡かす」に近い意味のものになることがあり、23の歌の「靡く」もその一例なのである。

第二句の「末」は「枝葉の先」の意であり、それは第三句「萩の花」の一部をなす。「末(を)吹き靡く萩の花」という歌の表現では、21のような構文ならば第二の目的語として動詞の直前に置かれるはずの「末」が、まず提示されている。そして、21のような構文ならば第一の目的語として第二の目的語・動詞の前に置かれるはずの「萩の花」が、動詞のあとに置かれている【23と同じく「末」を含むものに、「紅の末採花の」〔十二・九三〕という表現の例がある。これの「末採む花」も、もとは「末(を)採む花」の意だから、23と同じ構文の例である】。

23の歌の表現を21と同様の構文に変形すれば、次のようになるだろう。

23' (秋風が) 萩の花(を)、末(を) 吹き靡く。

変形を加えたこの23'と実際の23との関係も、図式化すると、

23' 萩の花(を) 末(を) 吹き靡く

23 末(を) 吹き靡く 萩の花

というようになる。

22や23と同種の構文には、ほかに、

24 妹に逢はず あらば術無み 伊波祢布牟 伊故麻乃山乎 越

えてぞ吾が来る (十五・三五〇)

25 秋の田の 穂向き見がてり 吾が背子が 布左多乎里家流 乎美奈蔽之香物 (十七・三四三)

などの例もある。24の第三句・第四句は「岩根(を) 踏む生駒の山(を)」の意であり、「岩根」は「生駒の山」の一部である。「名欲山石踏平之」(九・七六)や「石踏山」(十・三四三)などの表現が参考になる。25の第四句の「ふさ」は、「たくさん」の意の副詞だと説明されることも多いが、「ここは黄色い花が群がつて咲くヨミナヘシの茎をいう」(全集)、「フサは花や実などが一束にまとめられている状態。またそのものをいう。ここはヨミナヘシの花束を指す」(新編全集)などの解説のように、やはり「ふさ」は名詞だと見るべきだろう。「ふさ」は「をみなへし」の一部をなすから、「ふさ(を)

手折りけるをみなへし」の意である。

24 岩根(を) 踏む 生駒の山

25 ふさ(を) 手折りける をみなへし

21と22、23'と23との関係について、現代語に例をとって考えてみる。たとえば「野菜を、葉を食べる」「家を、壁を塗るかえた」などの表現は、現代語としては不自然なものである。しかし、これらを「野菜の葉を食べる」「家の壁を塗るかえた」と言い換えれば、表現は不自然なものにならない。どちらも、上代語で言えば、目的語を細説する構文に属する例である。「葉」は「野菜」の一部であり、「壁」は「家」の一部なのである。これらの表現を、動詞の連体形が一つの目的語と結合した、22や23と同様の構文に変形すれば、「葉を食べる野菜」「壁を塗るかえた家」となるが、やはりこれらの表現も不自然なものではない。

既出の例でいうと、12の「短き物を、端(を)切る」を、「端(を)切る短き物」と変形したのに相当するのが、22や23の構文である。さらにまた、14の「栄枝を、五百経る(を)懸きて」を「五百経る(を)懸く栄枝」と変形してみてもよい。変形を加えたこれらの表現は、構文的にも意味的にも奇妙なものではない。

「楯弓の臥やる臥やりも」「梓弓立てり立てりも」の対句を含む1の歌謡は、木梨之軽太子と軽太郎女をめぐる伝説の末尾近くに掲げ

られている。同伝説の最初に掲げられている次の歌謡も、一つの参考になる。

26 あしひきの 山田を作り 山高み 下樋を走せ 下訪ひに
和賀登布伊毛袁 下泣きに 和賀那久都麻袁 今夜こそは 安
く肌触れ
〔記七〕

「下訪ひに吾が訪ふ妹を、下泣きに吾が泣く妻を」は、用語を入れ換えて類似句を構成し、それを重ねて対句としたものである。このような対句のありかたは、

27 蜻蛉羽の 袖振る妹を 珠匣 奥に念ふを 見賜へ吾が君
〔三・三六〕

という歌の「蜻蛉羽の袖振る妹を、珠匣奥に念ふを」のありかたに類似する。この歌の場合は、「蜻蛉羽の袖振る妹を」を補足的に説明したものが「珠匣奥に念ふを」だというのではなく、単に類似句を重ねて目的語としたとも見るべきものである。「蜻蛉羽の袖振る妹を…」を「蜻蛉羽の袖振る妹の…」に言い換えると、それは「珠匣奥に念ふを」と意味的に同格になってしまふ。同じく二つの目的語を持つようには見えるが、「蜻蛉羽の袖振る妹を」と「珠匣奥に念ふを」とは対句ではなく、またさきに見た、目的語を細説す

る諸例とも構文が全体的に異なるのである。

26の歌謡について参考になると言ったのは、その対句の様態のことではない。前句・後句の末尾にある二つの「を」は、「対象を表す格助詞」（古典集成『古事記』）だから、「妹を／妻を」は「肌触れ」の目的語だと解すべきことになる。その「肌触れ」は「肌（に）触れ」の意であり、「妹を／妻を」だけでなく「肌」もまた「触れ」の目的語になっている。「触る」という軽太子の動作対象は、作者が「妹を／妻を」と表現している軽太郎女の「肌」にほかならないのである。しかも、「肌」は「妹／妻」の体の一部をさしており、「触る」がとる第一の目的語である「妹／妻」を、さらに補足的に説明したものが、第二の目的語としての「肌」である。したがって、ここの構文は、「妹を／妻を、肌（に）触れ」というように、目的語を細説するものだと解することができる。「妹を触る」という表現は中古には例があるが、上代の文献には「…に触る」の例しか見あたらない】。

この表現を「妹の／妻の」と言い換えることはできないが、それは「肌触る」の直前に「今夜こそは安く」が置かれているからである。「妹の／妻の」と言い換えると、「妹の／妻の今夜こそ…」という奇妙な承接関係が生じるのである。「今夜こそは安く」がなければ、「妹の／妻の肌（に）触れ」と言い換えられる。目的語を細説する構文の例には、このようなものがまある。

21と22、23と23などの関係に近いと判断されるのが、26の「妹

を／＼妻を、∴肌(に)触れ」と、次の歌の「新肌(に)触れし児ろ」である。

28 馬柵越し 麦食む駒の はつはつに 仁必波太布礼之 古呂
之可奈思母
〔十四・三五七或本歌〕

「新肌」は「児ろ」の体の一部にほかならないから、さきの諸例に倣つてこの28を変形すれば、「児ろを、新肌(に)触れき」となるし、これをさらに「児ろの新肌(に)触れき」と言い換えることもできる。26と28の構文も、

26 妹を／＼妻を ∴肌(に)触れ
28 新肌(に)触れし 児ろ

のように図式化できる。

6

こう見てきて、ようやく1の第二文について検討を加えることが可能になった。

明確に言えることは、第二文の、

1 梶弓の臥やる臥やり(を)も、梓弓立てり立てり(を)も、
後も取り見る思ひ妻、あはれ。

という表現は、22や23と基本的に同じ構文に属するものだ、ということである。名詞句としての対句と「思ひ妻」との両方が、「取り見る」がとる二種の目的語に相当するわけだから、「梶弓のように横になっているのをも、梓弓のように立っているのをも、今後(私が)ずっと面倒を見てやろうと思っている愛しい妻よ、ああ」とでも口訳することができるだろう。

第二文を23と同様の構文へと変形し、しかも、文を言い切りのかたちにすれば、次の1'のような表現になるはずである。

1' 思ひ妻を、梶弓の臥やる臥やり(を)も、梓弓立てり立てり(を)も、後も取り見る。

一つの目的語である「思ひ妻を」を、「思ひ妻の」と言い換えれば文脈はわかりやすくなる。そのような言い換えが可能であることが、第二文の表現が、目的語を細説する構文の一例であることを端的に示している。作者が「思ひ妻」の様子を想像し、それを「臥やる臥やり」「立てり立てり」の二種の状態に代表させて細説したのが、第二文である。1'と1の場合も、次のように図式化できる。

1' 思ひ妻(を) Ⅱ 槻弓の…(を) も梓弓…(を) も 後も

取り見る

1 Ⅱ 槻弓の…(を) も梓弓…(を) も 後も 取り見る 思ひ妻

第二文では、「槻弓の臥やる臥やりも、梓弓立てり立てりも」は、名詞句を目的語として用いた対句だというのが、さきに述べた本稿の考えである。一方、この第二文では「思ひ妻」が「取り見る」の目的語になっているのだから、対句を目的語だと解するのは文法面でおかしいとするのが、さきに掲げた山口の異論のAである。

しかし、第二文は目的語を細説する構文の一例であり、それも、動詞の連体形と一つの目的語が直接に結合した22や23と同種の構文の例だから、その異論はまったく無効である。

本稿の筆者が、対句の「槻弓の臥やる臥やりも、梓弓立てり立てりも」は目的語としての名詞句になっている、と前稿で述べたのは、以上のような諸例が存在することを意識してのことだった。1の第二文では「思ひ妻」が「取り見る」の目的語だから、対句が目的語として用いられていると解するのはおかしい、という山口による異論のAは、もともと私見に対する反証となりうるようなものではない。21と22、23'と23、1と1'などの関係をよく見れば、それは、反証ではなく、対句が目的語としての名詞句であることを積極的に支持する性質のものだ、ということがわかる。

ただし、本稿の筆者の前稿にも、不適切であり訂正を要する点が

なくもない。それは、「臥やる臥やり／立てり立てり」は、作者が自分の状態を想像・描写した表現だと考えた点である。1の歌謡には、いつも「思ひ妻」と一緒に行動しよう、という作者の意識が強く表れていると判断し、そのような意識を反映するかたちの大意をあげたのだった。

しかし、「取り見る」の目的語は、「思ひ妻」と「臥やる臥やり／立てり立てり」の二種である。そして、その「思ひ妻」の内容を補足的に説明したものが、「臥やる臥やり／立てり立てり」である。だから、「臥やる臥やり／立てり立てり」は、「思ひ妻」の状態を、作者自身がいつも携えている弓に見立てて想像・描写した表現だ、と解すべきだった。

もつとも、この点で訂正を要するのは、第二文の意味を次のように理解している山口も同じである。

私が槻弓のように横になっている時も、梓弓のように立っている時も、後々も世話をしたいと思っている愛しい妻よ、ああ。

筆者は前稿で、第二文の大意を「槻弓が横に置かれる、そのような共寝をもし、梓弓が常にそばに立てかけてあるような同伴をもし、…」という現代語であげたが(既出)、筆者のあげた大意に関する山口の発言も妥当性を欠く【次の文に「右の訳文」とあるのは、筆者のあげた大意をさす】。

右の訳文で「共寝をもし」「同伴をもし」と動詞を補ったのは、「臥やる臥やり」「立てり立てり」を名詞句と考えた場合、その名詞句に対応する動詞が原文にないからである。

筆者は、「名詞句に対応する動詞が原文にない」とはもともと考えていない。逆に、「臥やる臥やり／立てり立てり」という名詞句を目的語として承けるのは「取り見る」だ、と前稿でも明確に述べている。たとえば、次の文にそのことが顕著に表れている。⁽⁷⁾

一方、「立てり」が名詞としての連用形であれば、「立てり立てり」は「臥やる臥やり」と同様に「取り見る」の目的語として名詞句となっていると解するしかないから、その点で対句の構成を並行的に説明できる。

大意をあげるにあたって、「…をもし、…をもし、…」と表現したのは、「名詞句に対応する動詞が原文にない」からなのではない。山口と同様に、「臥やる臥やり／立てり立てり」は作者自身の状態をさすと考えたためである。また、現代語として不自然な表現はなるべく少なくし、文脈のありかたを明確なかたちで示そう、と意図したためである。

7

異論のAに続いて、Bは成り立つ意見なのかどうかを検討する。「臥やる臥やり」は名詞句ではなく副詞句なのであり、終止形を回復した「臥やる臥やる」と連用形を回復した「臥やり臥やり」とがコンタミネーションつまり混淆を起こしたものでらう、というのが山口の解釈である。

終止形を回復した「泣く泣く」型の副詞句については、その存在が研究者の間で認められている。そして、連用形を回復した「泣き泣き」型の副詞句は後世になってから現れる、というのが一般的な見かたである。しかし、「臥やる臥やり」の背後に両型の混淆があったことを想定する山口は、当時は「泣き泣き」型も存在したと認めるべきだという自身の判断を、Bの意見を提示する一つの根拠にしている。

混淆を起こした類例として山口があげているのは、「君待ち難に（岐美麻知賀多尔）」（記三六）、「わづきも知らず（和豆肝之良受）」（二・五）、「汝を念ひかねに（汝乎念金丹）」（土・三六四）、「生けるとも無し（伊家流等毛奈之）」（十九四七〇）の四例である。「難に」は「難く」と「難に」とが混淆を起こしたものであり、「わづき」は「わき」と「たづき」とが混淆を起こしたものだという。また、「…かねに」は「…かねて」と「…かてに」とが混淆し、「生けると

も無し」は、甲類の「時」を含む表現と乙類の助詞「と」を含む表現が混淆したものだという。

しかし、山口があげているこの四例も、本当にそう見るべきものなのかどうか疑問がある。混淆を起こすというのは、一つの表現が別の表現の影響を受けて結果的に変形をこうむる、ということである。だから、一つの表現に影響を及ぼしうる別の表現は、使用頻度の上で、ある程度の勢力を持つものでなければならぬ。

「…難^{がた}に」のもとになったという「…難^{がた}く」と「…難^{がた}に」のうち、後者は『萬葉集』に二十例ほどある。これに対し、前者は『古事記』『日本書紀』も含めて一つとして例がない。二十例近くある「…難^{がた}し」は、用例が連体形・終止形のどちらかに限られているのである。「…がてに」と「…かね／…かねて」とを合わせておびただしい数の用例があることから、「…がたく」を用いる余地が上代にはまだなかったのだろうと推測される。勿論、だからといって、当時は連用形の「…がたく」が用いられることは皆無だったろうとまでは言えない。しかし、『古事記』『日本書紀』『萬葉集』に用例の見えない「…がたく」が、別の表現に影響を与え、結果的に変形まで生じさせた可能性はかなり低い、とは言えるだろう。「退^そぎへ／退^そくへ」「なゆ竹／なよ竹」「たづき／たどき」などと同じく、「難」にも「がた／がて」の両形があり、古い歌謡に「がた」の用例が残ったと解してよい。

「…かねに」については、原文の〈丹〉は〈手〉を誤写したものと

だとする説が、古くからある。それに従って、ここは「…かねて」とあるべきだと判断しているものが、比較的新しい注釈にも少なくない。しかし、「…かねに」が混淆によって生まれた表現である可能性は、確かに否定できない。それは、「…がてに」「…かてに」「…かねて」「…がたし」などは、どれも「…できずに／…できない」という否定的な意味を表すものであり、しかも、これらは文法的な機能においても形態面でもよく似た表現だからである。かりに混淆を起こしたとしても、それは、意味・用法・形態の三つの面でもよく似た、これら諸語の間でのことである。その点でも、この「…かねに」の例は、「臥やる臥やり」という語結合について考える際の参考にはならない。

〈伊家流等毛奈之〉⁽⁸⁾については、厄介な問題がある。「生けりとも無し」と「生けりとも無し」の両表現は、『萬葉集』に計十例ある。その「と」の音韻は、前者の場合には乙類のそれであり、後者の場合は甲類のそれであるのが普通である。しかし、混淆を起こした例としてあげられている〈伊家流等毛奈之〉の〈等〉は乙類の字であり、唯一の例外となる。そこで、例外を生じたのは、「生けりとも無し」と訓ずべき〈生跡毛無〉というような表記を、歌の作者が「生けるとも無し」と誤読したことによる、という考えが出てくる。また、「と」がどのような語なのか既にわからなくなっていたために、作者が甲乙の相違する両表現を誤解したのだ、という考えもある。原文を「生けりと…」「生けると…」の二種に訓じ分けるの

は妥当ではなく、当該の〈伊家流等毛奈之〉の例に基づいてすべて
の例を「生けるとも無し」と訓ずべきだ、という意見さえある。結
局、混淆を起こした例として〈伊家流等毛奈之〉を持ち出すのも、
現在の研究段階では不適切である。

残る「わづき」だが、ほかに例はない。この「わづき」は長歌の
冒頭近くに用いられたものだが、歌をよく見ると、この歌の末尾近
くには「たづき」もまた用いられている。同じ歌のなかで、初めに
混淆を起こした語形を用いており、あとになって一般的な語形を用
いている、という事実をどのように説明すべきか、大きな問題であ
る。そのためか、辞書には「わづき」を「未詳」とするものが多い。
『萬葉集』に「たづき（手段／方法）」は十五例あり、「わき（区
別）」は五例ある。だから、「たづき」と「わき」が混淆を起こして
「わづき」となった可能性は否定できない。しかし、その可能性を
支持する根拠も見あたらない。

コンタミネーションを起こしたものとして山口があげた四例には、
共通の性格がある。既に述べたように、「君待ち難がたに」と「汝なを念
ひかねに」の二例は、たとえ後者を「…かねて」の用例だと認定し
たとしても、「…できずに」という否定的な意味を表す表現である。
「生けるとも無し」もまた「無し」という打消しの語を持ち、結局
は「生きている心地がしない」の意を表すものになっている。残る
「わづきも知らず」という句も同様で、「わづき」が「手段／方法」
の意であっても「區別」の意であっても、やはり否定・打消しの

「ず」を含む句である。こうした共通の性格が見られるのは、四例
の表現では否定・打消しの意味に重点があり、そのためにほかの否
定・打消しの表現が連想されやすかったからではないか。否定・打
消しの語を用いることによつて表現の意味は逆転してしまうから、
表現主体の意識はそこに向けられる、というのが理由なのかも知れ
ない。否定・打消しの要素は、「臥やる臥やり」にまったく認めら
れない。

結局、混淆を起こした類例として山口があげた表現は、「臥やる
臥やり」もまた同様の現象を起こした表現であることを、積極的に
支持するものではない。それとは逆に、Bの混淆説がかなり疑わし
いものであることを示している。

現代語では、「泣く泣く別れた」「泣き泣きあきらめた」のように
どちらの反復形も用いる。国語辞典の類にも両形が採用されている。
「泣く泣く」型の「臥やる臥やる」と「泣き泣き」型の「臥やり臥
やり」とが混淆したものでだろう、と山口が言う「臥やる臥やり」は、
この現代語の例で言えば、「泣く泣き別れた」というのに相当する。
しかし、このような結合は知られていないし、結合が逆になった
「泣き泣くあきらめた」という結合も聞かない。終止形なら終止形、
連用形なら連用形というように、同一の活用形を反復するところに、
この種の副詞句が持つ意味的・文法的な機能があると考えらるべきだ
ろう。反復形式が混淆を起こした例が上代語にないのも、その意味
で当然である。「畏かしこ畏みかしこ申まをし賜たまはくと奏まをす」（日本後紀）という

中古の宣命に見える「恐^{かしこ}み恐むも」は、混淆を起こした「泣き泣く」型の実例であるかのように思われるかも知れないが、撥音便を起こした古い例として扱われている⁽⁹⁾。

かりに、「泣く泣く」型と「泣き泣き」型の混淆によつて新たに「臥やる臥やり」という結合体ができたとすれば、「臥やる」の部分は終止形だったはずである。したがつて、その「臥やる臥やり」は、「終止形+連用形」という結合になつていたはずである。動詞に限らず、活用語がこのようなかたちで結合することはごく稀である。

動詞の終止形に「らし」「らむ」「べし」「なり」などの助動詞が付く時にはこの結合をとりうるが、これらのうちで実際に連用形を持つのは、形容詞型活用の「べし」だけである。混淆によつてできたという「臥やる臥やり」は、その点でも例外的である⁽¹⁰⁾。

注

(1) 『允恭記』の「臥やる臥やりも」の解(『國語國文』平成十一年四月)。小著『上代語の表現と構文』(二〇〇〇年)に、第一部第六章として収載した。

(2) このことについては、小著『上代語構文論』(二〇〇四年)の第三部第二章で言及した。

(3) 山口佳紀『古事記の表現と解釈』(二〇〇六年)の第四章第四節。

(4) ただし、ここで問題となるのは、これらの祝詞の例について、構文・構文のありかたを別のかたちで理解することも可能だ、ということである。まず15の表現だが、「大木小木を」と「本末打ち切り」との間に意味的な切れめがあり、「大木小木を」がかかつてい

くのは、「本末打ち切り」ではなくそれを飛び越えたさきの「持ち参り来て……」だ、と解釈することもできなくはない。つまり、この文脈は「大木小木を(本末を切り棄てたうえで、残つた使える部分を)持ち参り来て……」のようなものだ、という可能性も想定できる。また、16の表現でも、「大船を」と「舳(を)解き放ち舳(を)解き放ちて」との間に意味的な切れめがあり、「大船を」は意味的に「大海の原に押し放つ事の如く……」にかかるものだ、とも解釈できる。そう解釈すれば、文脈は「大船を(舳を解き放ち舳を解き放つたうえで、それを)大海の原に押し放つ事の如く……」のようなものであることになる。以上のような解釈が妥当ならば、15と16のどちらも目的語を細説する構文の例ではなくなる。

(5) 目的語を細説する構文にちなんで言えそうなのは、実はもう一点ある。最初に提示した語のすぐあとに、それと文法的に同じ資格を持つ別の語を提示し、それによつて、最初に提示した語の内容を具体的に説明するという形式は、「……を」つまり目的語を含む表現に限られるものではなかつたようだ、ということである。「……に」「……は」などの場合にも、同様の形式をとることがある。

- a みつみつし 久米の子らが 介着茂等珥 阿波赴珥破 泉菲
一本 其のが本 其根芽つなぎて 撃ちてし止まむ (紀三三)
 - b 天雲の 向伏す国の 武士と 言はるる人は 皇祖の 神之
御門外 外重尔 立ち 候ひ 内重尔 仕奉りて 玉葛
 - c いや遠長く 祖の名も 継ぎ行くものと…… (三四三)
 - d そらみつ 山跡乃国波 水上波 地往く如く 船上波 床に
居る如 大神の 鎮へる国ぞ…… (四九・四云四)
 - e 政治説 常礼小 事 今の帝行へ、国 家大事賞 罰
二 柄朕行はむ。 (三七詔)
- a は『日本書紀』に見える久米歌の一首である。『古事記』に対

応歌があるが、そちらでは「垣下に、粟生には」が単に「粟生に」とあるだけで、「垣下に」の句が含まれていない。『日本書紀』の方に「垣下に」があることについて、それは誤伝によるものだろうという意見や、次歌に含まれている「垣下に」がこの歌に混入したのだろうという意見などがある。一方、この歌と次歌が位置的に離れていることを根拠に、次歌に含まれている句がこの歌に混入することは考えがたいとし、この歌に類似する歌型が実際にあることを指摘する論もある（土橋寛『古代歌謡全注釈 日本書紀編』）。「垣下に」が含まれていることをそのまま認めてよい、という見解である。また、「この「垣下に」は衍字のようでもあるが、「垣根の辺りに粟が生えている、その粟生に」の圧縮表現と見ておく」（新編全集）と解説している注釈もある。このaの表現やbの「皇祖の神の御門に、外の重に…、内の重に…」のほかにも「…に、…に」の類例があるので、誤伝説・混入説を採用する必要はない。aでは、まず場所を「垣下」と提示し、続いて、そこに「粟生」があることを補足的に述べたのではないか。bでも、まず「皇祖の神の御門に」といって天皇の宮城を提示し、続いて、その場所を分けて具体的に「外の重に…、内の重に…」と説明した、と考えられる。

cの表現は、孝謙天皇作の「酒肴を入唐使藤原朝臣清河らに賜ふ歌」の前半部である。船に乗って遠路を行くのも我が国の神が守ってくれるから安心せよ、と遣唐使を励ます表現である。まず「大和の国は」と述べ、次にそれを分けて「水の上は…、船の上は…」と具体的に述べたわけである。dは宣命の例で、初めに「政治は」と述べ、すぐにその内容を二種に分けて具体的に「常礼小けき事は…、国家大事賞罰二つの柄は…」と述べたものである。これに類似した「…は、…は」という形式は、現代語でも用いられる。

「…を」の場合と同じく、「垣下に」「皇祖の神の御門に」「大和の国は」「政治は」のどれも、「垣下の」「皇祖の神の御門の」「大和の国」「政治」と言い換えられる。それは、あとにあげられた「…に」「…は」の内容が、初めに提示された「…に」「…は」の内容の一部をなすからである。

(6) 「目的語を細説する上代語の構文——佐保河を朝河渡り」の類——
〔『國語國文』平成十九年十月〕。

(7) 小著『上代語の表現と構文』の一〇二頁。

(8) 小論「生けりとも無し」と「生けるとも無し」——語結合・構文——
——〔『古代中世文学論考』第十三集（二〇〇五年）〕。

(9) 『日本後紀』（八四〇年成立）所載のこの宣命は、弘仁元（八一〇）年のものである。有坂秀世『上代音韻攷』（一九五五年）の第三部第四篇「音韻結合論」では、「畏かしこ畏かしこ申まを賜たまはくと奏す」の部分にある「恐み恐むも」は、古い撥音便の例だと理解している。したがって、これは「泣き泣き」に相当する語結合の確かな例ではない。のちの宣命には、「泣く泣き」に相当するかも知見られる「恐おそ恐おそ（恐む恐みも）」のような例も出ているが、「恐む」は後続の表現との関係で音便化したものである可能性がある。いずれにしても、中古の、しかも音便化していた可能性のあるこれらの例を、『古事記』『日本書紀』の歌謡を解釈する際の参考にするのは、時代が隔たりすぎていて無理である。

(10) だから、かりに「臥やる臥やり」が混淆によってできたものだとしても、「終止形+連用形」という例外的な結合を持つこの表現は、当時よく用いられた「…嘆く嘆き」「…嬋歌あめふ嬋歌あめ」などと同種の名詞句にすぐに統合されることになったろう、と考えられる。

ENGLISH SUMMARY

The expression *koyaru koyarimo* in the *Kojiki*

Takashi SASAKI

Ancient Japanese has a sentence construction in which one verb has two objects, such as in the phrases *sabogawa wo asakawa watari* and *mijikakimono wo hashikiru*. This sentence structure is almost completely unknown among scholars of ancient languages.

Sentence structures of this type often have a form in which the second object describes a specific detail about the content of the first object. The first object denotes a thing and the second object describes one aspect of the thing denoted. This paper clarifies the characteristics that this sentence construction possesses and thus presents some observations about the song *koyaru koyarimo* that appears in the *Kojiki*.

Key Words: ancient Japanese, two-objects, syntacs